

福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和8年2月10日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分より
午後2時43分まで
- 2 場 所 福島市杉妻町3番45号 杉妻会館3階「百合」
- 3 出席者 役 員 14名(出席理事6名、書面出席理事8名)
事務局 8名(参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長)
計 22名 ※別紙参照
- 4 会議の目的事項
[議決事項]
 - 議案第1号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)
 - 議案第2号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算(第2号)
 - A 業 務 勘 定
 - 議案第3号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
 - A 業 務 勘 定
 - 議案第4号 規則及び規程の一部改正について
 - 議案第5号 令和8年度事業計画
 - 議案第6号 令和8年度負担金及び手数料等
 - 議案第7号 令和8年度積立資産及び引当資産の処分について
 - 議案第8号 令和8年度一般会計歳入歳出予算
 - 議案第9号 令和8年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 議案第10号 令和8年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定(後期高齢)
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定(後期高齢)

- 議案第 11 号 令和 8 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
議案第 12 号 令和 8 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定 (介護)
B 介護給付費等支払勘定
C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 (介護)
議案第 13 号 令和 8 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定 (障害者総合支援)
B 障害介護給付費等支払勘定
議案第 14 号 令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定 (特定健診・特定保健指導)
B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
議案第 15 号 令和 8 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
議案第 16 号 令和 8 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
議案第 17 号 令和 8 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
議案第 18 号 令和 8 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
議案第 19 号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約に係る変更契約の締結について
議案第 20 号 役員の補欠選任について
議案第 21 号 通常総会の開催について
[その他]

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 (午後 1 時 30 分)

司会が、開会する旨宣した。

(2) 挨 拶

国保連合会 会長の二本松市長、三保でございます。皆様方にはご多用の中、本日の理事会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

また、本会の常務理事としてご尽力いただいて参りました、林昭彦さんがご逝去されました。これまで本会の発展のために誠心誠意ご尽力をいただいたこと、そのご功績に心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。謹んで哀悼の誠を捧げる次第であります。

さて、少子高齢化や人口減少の進行により、社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化している中、全世代型社会保障の構築に向け、医療及び介護保険制度に対する更なる改革の検討が進められております。

一方で、各自治体においては、人材不足が深刻化している中、保険者における事務処理について持続可能なものにしていく必要があります。そのため、社会保障審議会では市町

村の事務負担軽減に向け、国保連合会の役割を強化・活用した自治体支援の在り方の検討が行われておりますが、本会においても今後の動向について注視して参りたいと存じます。

つづいて、直近の本会の状況ですが、改正予防接種法に基づく予防接種事務デジタル化への対応として予防接種の費用に係る請求支払業務について、円滑に業務を開始できるよう準備を進めております。

また、基幹業務である審査支払業務については、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保総合システムの最適化等を進め、国保中央会とともに引き続き保守・運用費用の削減に努めてまいります。

今後とも質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営によりまして、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございますので、皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の理事会は、令和8年度の事業計画及び予算が主な案件となっております。慎重なるご審議の上、ご承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 出席者報告

理事数：14名

出席者：6名

書面による出席者：8名

(4) 議 事

三保会長が議長となり、議事に入った。

[議 決 事 項]

議案第1号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

議案第2号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第2号）

A 業 務 勘 定

議案第3号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業 務 勘 定

ア. 議長が議案第1号から議案第3号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長が議案第1号から議案第3号について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしくお願いいたします。議案第1号から議案第3号、令和7年度の3つの会計の予算補正につきまして、一括でご説明申し上げます。

それぞれ個別に議案書、用意してございますが、要点をまとめました説明資料①でご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

説明資料①、さらに最後の4ページをご覧くださいまして、今回の一連の補正の内容についてご理解をいただきたく存じます。

○のひとつめ、令和5年度にシステム更改を行いました国保総合システムでございますが、開発元の国保中央会に対しまして、「国保総合システム開発負担金」として、令和4年度と令和5年度の2か年にわたり、総額3億9,000万円あまりを支出しておりました。支払いにあたりましては、保有しておりました減価償却引当資産を処分し、国保業務勘定と後期の業務勘定から按分して支出をいたしました。下の図、清算イメージをご覧いただきたいと存じます。左側オレンジの枠が減価償却引当資産、右側の緑の枠に各会計を示しておりまして、今ほどご説明しました内容が青の矢印で示す部分となります。左側の資産、国保と後期の資産をそれぞれ処分し、①で右側の国保・後期それぞれの会計に繰り入れ、②で開発負担金として国保中央会に支出しておりました。

続いて、一度上の説明文の○の二つ目にお戻りいただきたいと存じます。今般、調達時の入札の結果、費用削減に向けた取り組みの結果、全国の国保連合会から集めた開発負担金に余剰が生じまして、本県分では2,733万5千円が返還されることとなりました。その清算にあたりましては、現在毎月支払いをしております「国保総合システムの運用負担金」の支出額で相殺されることになっております。

再度、下のイメージ図をご覧いただきまして、右側国保中央会から赤い文字・矢印で示しております、③相殺により、現在支出をしております国保の会計へ返還されます。相殺されたことによって支出が不要となりました今回の2,700万円のうち、当時の按分割合により、赤字の⑥の矢印のとおり、国保資産へ1,200万円、後期の資産へ1,500万円それぞれ積立・積戻しをさせていただきます。

なお、国保の会計から国保の資産へはそのまま積戻し積立を行えますが、国保会計に返還されました後期分資産につきましては、直接資金移動ができませんので、赤字の④⑤で示すとおり、一般会計を経由、国保から一般会計へ繰り入れ、更に後期会計へ繰り出し・繰り入れを行いまして、後期会計から後期資産へ積立、積戻しを行います。

資料1ページから3ページに、今ほどご説明いたしました、国保・後期、そして一般会計の増減補正額、補正理由を改めて記載しております。

今ほどの流れ・イメージの説明でこちらでの改めての説明は省略をさせていただきます。議案第1号から議案第3号、令和7年度各会計歳入歳出補正予算についてのご説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第1号から議案第3号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第4号 規則及び規程の一部改正について

ア．議長が議案第4号について事務局に説明を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長が議案第4号について次のとおり説明を行った。

議案第4号「規則及び規程の一部改正について」、こちらも議案書とは別に概要をまとめました説明資料②でご説明させていただきます。この度4つの規則と規程を一部改正することについて、ご承認を賜りたく存じます。

表紙をおめくりいただきまして、まず一つ目は、介護保険保険者事務共同処理規則の一部改正でございます。改正の理由は、これまで市町村からの委託を受け作成してまいりました介護給付費圧着封筒、こちらは介護サービスの利用状況を住民にお知らせする通知でございますが、委託保険者の減少を受けまして、令和7年度で業務を終了することになりました。業務終了に伴いまして、規則から文言を削除する改正をさせていただきたく存じます。令和8年4月1日を施行日といたします。

続きまして、2ページをお開き願います。2つ目は、本会の負担金規則の改正となります。真ん中ほどにございます改正内容をご覧ください。上段が現行でございますが、令和8年度より、ご負担いただきます一般負担金、左側の平等割、1保険者あたり一律12万円を20万円に、右側、国保被保険者数割を1人当たり368円から400円に、それぞれ引き上げをさせていただきます。改正の理由を資料上段に記載しておりますが、国保被保険者数の減少によりまして、負担金歳入が年々減少して参りまして、今後引き続き保険者サービスを安定的に継続し、保険者支援をより一層強化していくためには、一定の歳入確保が必要なことから、国保担当課長へも昨年度からご説明を重ねてまいりました。何卒ご理解、ご了承を賜りたいと存じます。

3ページをお開きいただきまして、続きましては、国保の共同電算処理の手数料に関する規則を一部改正させていただきます。同じく、資料中段の改正内容に記載しておりますとおり、医療費通知資料作成手数料、こちらは先ほどの介護の国保医療費版となります、かかった医療費を住民にお知らせする、医療機関の受診実績をご確認いただくものでございまして、県内ほとんどの保険者から委託を受けて作成しております。1通あたりの作成手数料を現行の40円50銭から、43円に引き上げさせていただきます。改正理由に記載ございますとおり、こちらもやはり被保険者数の減少と県統一の標準化に伴います通知回数削減により、作成枚数が大幅に減少しております。一方で物価高騰による印刷業者への作成委託料の高騰も重なり、引き上げせざるを得ない状況でございます。施行日にありますとおり、令和8年4月1日、令和8年度作成分から適用させていただきたいと存じます。こちらも何卒ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後、4ページをご覧ください。職員の給与に関する規程でございます。こちらは、令和7年10月の福島県人事委員会勧告に基づきまして、県の給与条例が改正されております、本会も準じた改正を行うものでございます。内容は、以下に示しておりますとおり、自動車等の通勤手当の一部引き上げとなります。令和8年度、4月より施行したいものでございます。

以上、議案第4号、4つの規則及び規程の一部改正に関しまして、ご説明をさせていただきました。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第4号について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 江田浅川町長から次のとおり発言があった。

説明資料②の2ページについて。国保被保険者数は令和6年度から令和7年度にかけてどの程度減少したのか。また、これからも毎年、一般負担金額は上がり続けるのか。

オ. 議長が事務局に発言を求めた。

カ. 総務課長です。令和6年度から令和7年度にかけて県内では約1万人、被保険者数が減少しております。続いて一般負担金についてです。先日、国保担当課長の皆様にはお伝えしましたが、令和8年度から段階的に一般負担金の引き上げをさせていただきます。令和9年度には平等割を1保険者あたり250,000円、国保被保険者数割を一人あたり420円に、段階的に令和12年度まで引き上げをさせていただきます、これまでの歳入減少をなんとか賄っていきたいということで、試算をしてお示ししております。

キ. その後は発言なく、議長が改めて議案第4号について、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第5号 令和8年度事業計画

議案第6号 令和8年度負担金及び手数料等

ア. 議長が議案第5号及び議案第6号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第5号及び議案第6号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案第5号「令和8年度事業計画」並びに、議案第6号「令和8年度負担金及び手数料等」について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、「令和8年度事業計画」につきまして、お手元の議案第5号の1ページをご覧ください。

第1の基本方針でございますが、『第3次中期経営計画』に基づき記載の3つの基本方針を定めております。また、令和8年度は中期経営計画の中間の年にあたり、計画の進捗等を踏まえ具体的な取り組み事業を第2の重点事業として記載しております。

重点事業をご覧ください。

基本方針の1「保険者事業運営の支援」の(1)審査基準の統一と円滑な支払業務の実施のア、審査の平準化に向けてでございますが、令和4年から開始いたしました審査基準の統一は、8割ほど精査が終わっておりまして、現在は、残り分と随時追加となる項目の精査に取り組んでいるところでございます。統一いたしました項目に対し審査委員の間で差異がないよう周知を図ってまいります。また、イの円滑な審査支払業務の実施として、令和8年度は診療報酬改定の年でございますのでその対応を実施してまいります。また、4行目に県外分診療報酬の全国決済における運用スケジュールの見直しとございますが、これは、住民の方が県外で医療機関を受診された際のレセプトについて、支払のため該当国保連合会の間で交換処理を行うスケジュールのことでございまして、交換処理に時間を要するため、医療機関の受付から支払いまでタイトなスケジュールとなっております。それに伴い、近年、多発しております災害発生時に医療機関からのレセプト提出が間に合わない場合、受付期間を延長できないという課題がございます。その対応といたしまして、受付期間の延長を主として、他の処理も効率的に行われるよう見直しを実施するものでございます。次に2ページをご覧ください。

(2)の健診受診率・保健指導実施率の水準と保健指導の質の向上への支援では、ア～

かまで6つの取り組みがございます。始めに、アの第3期データヘルス計画のPDCA取組に対する継続的支援でございますが、令和8年度は保険者にてデータヘルス計画に係る中間評価を行うこととなっておりますので、評価が円滑に進むよう研修会、経年データの提供、意見交換会などを実施してまいります。

次に、一番下段にありますカのKDB補完システムの調査及び協議でございますが、KDBシステムは、現在、保険者にて傾向把握などに多くご活用いただいておりますが、より深く被保険者個々の分析を行う際には具体的なデータの抽出、加工等に時間を要するなどの課題がございます。そのために保険者の業務効率化に向けKDBシステムを補佐するシステムを福島県の標準システムとして、導入に向け、協議を実施してまいります。

次に3ページをご覧ください。基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」は5つの事業がございますが、(1)の柔道整復療養費の適正化をご覧ください。アの面接確認の実施でございますが、本会審査委員会では、長期間におよぶものや頻回や画一的な施術を請求している施術所に対し注意を促しておりますが、再三の注意にもかかわらず改善されない場合、面接を行い事実確認を実施いたします。本年度は現時点で1施術所に対し実施し改善を求め、適正な請求を促しており、8年度も該当する施術所に対し実施してまいります。また、エに記載の通り、各月に発生する申請書の返戻や請求内容に対する注意書を取りまとめ各施術所へ留意事項として提供してまいります。

次に、4ページをご覧ください。一番下でございます、(5) 予防接種事務デジタル化に伴う請求支払業務の準備をご覧ください。医療DXの推進のひとつであります、予防接種事務デジタル化について、令和8年6月よりシステム運用が開始され全国でこの業務が始まってまいります。本県でも8年度末より対応する保険者がございますので、委託契約の調整、運用テスト、説明会など円滑な業務開始に向けた準備を進めてまいります。5ページをご覧ください。

次に、基本方針の3「健全で効率的な、組織運営への取り組み」では2つの事業がございますが、(1) 職員の資質向上及び人材育成をご覧ください。本会の業務遂行においてももっとも大切である職員について、多種多様なニーズを捉え保険者支援策を提案できるよう育成するため、それを行う管理職も育成力を向上させるとともに、イの効果的な人事考課の見直し、ウの外部コンサル及び研修の活用を行い、職員及び組織の成長を目指してまいります。

次に、6ページをご覧ください。ここからは第3基本事業として、基本方針ごとに各課の事業を記載しております。令和8年度も、国保を取り巻く環境の変化に対応しつつより一層保険者支援に取り組み、重点事業、基本事業ともに確実に実施してまいります。議案第5号の説明は以上となります。

続きまして、議案第6号をご用意いただき1ページをご覧ください。議案第6号「令和8年度負担金及び手数料等」につきまして、改定及び削除いたしたい手数料についてのみご説明申し上げます。

なお、改定したい手数料には下線を、削除いたしたい手数料には取り消し線を引いてお

ります。

はじめに、先ほど議案第4号の2でご承認いただきました項番の1一般負担金でございますが、1の平等割は1保険者20万円とし、2の国保被保険者数割は国保被保険者一人当たり400円といたしたいものでございます。

次に、2ページをご覧ください。同じく、議案第4号の3でご承認いただきました、項番4の共同電算処理手数料の表の2段目でございます、医療費通知資料作成につきまして1通あたり43円といたしたいものでございます。

次に項番5の介護保険につきまして、3ページの(2)介護保険保険者共同処理手数料をご覧ください。こちら、先ほど議案第4号の1でご承認いただいたものでございまして、表の上から3段目でございます、介護給付費圧着封筒作成処理につきまして、業務廃止に伴い、削除いたしたいものでございます。

次に、4ページの項番15をご覧ください。後発医薬品使用促進のお知らせ作成料につきまして、作成数の減少に加え作成に係る原材料費・人件費の高騰による委託料の増加に伴い、1件当たり109円引上げ150円といたしたいものでございます。

次に、項番18の国保情報集約システム手数料につきましては、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により、毎年度手数料をお示ししております。令和8年度は積立を含む国保中央会への負担金は減額となりますが、被保険者数の減少により、現行8円55銭から引き上げ8円70銭といたしたいものでございます。

次に、項番20国保データベース(KDB)システム負担金につきましては、物価・人件費高騰によりまして運用保守業者への委託料が引上げとなります。そのため、(1)の福島県は179,000円を197,000円に、(2)福島県を除く保険者及び(3)の後期高齢者医療広域連合は一人当たり29円68銭を34円10銭に、また、(4)介護保険者は、介護第一号被保険者一人当たり2円46銭を2円48銭にそれぞれ引き上げたいものでございます。

只今ご説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、本年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第5号並びに議案第6号について一括してご説明いたしました。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第5号及び議案第6号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第7号 令和8年度積立資産及び引当資産の処分について

議案第8号 令和8年度一般会計歳入歳出予算

議案第9号 令和8年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 10 号 令和 8 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第 11 号 令和 8 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 12 号 令和 8 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 13 号 令和 8 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 14 号 令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 15 号 令和 8 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 16 号 令和 8 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 17 号 令和 8 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 18 号 令和 8 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア. 議長が議案第 7 号から議案第 18 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長が議案第 7 号から議案第 18 号について次のとおり説明を行った。

議案第 7 号から議案第 18 号までの令和 8 年度歳入歳出予算に関連します議案につきまして、一括でご説明させていただきます。

まず、議案第 7 号令和 8 年度積立資産及び引当資産の処分について、ご準備いただきまして 1 ページをお開きください。

この議案は、令和 8 年度の当初予算に繰り入れをするために、別途保有する本会の各種資産を処分することについて、認定を求めるものでございます。

本会が保有します 4 つの資産すべてについて、それぞれ処分を行います。なお、次の 2 ページに、会計別に管理をしております 3 つの資産については、その内訳を参考として載せておりますので、のちほどご参照いただければと思います。

それでは、1 ページでご説明させていただきます。1 つ目に、財政調整基金積立資産、処分金額は 2,000 万円でございます。こちらは、事業運営上の不測の事態による収入減に備えた資産でございまして、令和 8 年 3 月末時点で総額 2 億 5,700 万円を保有しておりますが、令和 8 年度当初予算において、収支に懸念がございまして一般会計へ 1,500 万円、介護保険特別会計へ 500 万円の補填を想定し、予め繰入を行います。

続いて2つ目の減価償却引当資産は、1億6,983万5,000円を処分させていただきます。令和8年度に予定をしておりますシステム機器の調達、国保中央会への負担金支出のために資産を取り崩し、各会計での費用支出に充てることといたします。

3つ目は、ICTを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産でございまして、こちらも高額化するシステム運用関連経費の一部に充てさせていただく目的で4,000万円、国保・後期それぞれ2,000万円を処分させていただきます。処分年月日は令和8年4月1日付け、各会計に繰り入れまして、支出に備えさせていただきます。

最後4つ目は、退職給付引当資産でございます。処分金額4,800万円を、処分金の使途は8年度退職予定者への退職手当支給のためでございまして、令和8年4月1日に処分をし、退職金特別会計へ繰り入れ、退職金支給に充てる予定でございまして。以上が議案第7号、資産の処分について、説明をさせていただきました。ご認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号から議案第18号までの11の議案につきましては、議案書と別に準備をしております説明資料③をもとに、予算の概要・ポイントをしばってご説明させていただきます。

説明資料③の1ページをお開き願います。福島県国保連合会令和8年度当初予算でございます。令和8年度予算総額は、6,928億8,917万6,000円、前年度比100.84%、額にしまして57億5,932万2,000円増の当初予算となりました。

ページの中ほどに、各会計の当初予算一覧を掲載しております。令和8年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、そのうち5つの特別会計は15の勘定で経理いたしております。それぞれ左から8年度予算、7年度予算、前年度比を記載しております。

会計ごとの詳細な説明は省略いたしますが、資料の下、枠で囲いました当初予算の状況についてまとめております。

本会の予算総額約6,928億円うち、99.5%、6,893億円は保険者からの納入を受け、医療機関・介護事業所等へ支払う受け払いを管理します各支払勘定の予算となっております。

○の2つ目、上の一覧表の項番4になりますが、国保の診療報酬は、レセプト件数の減少を見込みまして、前年度比約3%、約40億円の減となっております。

その一方で、○の3つ目、項番10後期診療報酬につきましては、高齢者数、レセプト、それぞれ増加傾向であり、前年度比約30億円の増となっております。

さらに、4つ目の○となりますが、最も特徴的な数字となりますが、項番19の障害サービス給付費が、ここ直近の受給者数、レセプト件数の伸び率などから見込みました結果、前年度を大きく上回り、12.58%、約71億円の増加という予算となっております。

続いて、2ページをご覧ください。1. 主要会計の概要でございまして。今ほどご説明いたしました診療報酬等の受払い分を除きまして、保険者からの負担金及び手数料を財源とする本会の業務運営を経理いたします主要7会計の状況でございまして。ページ上の枠で囲っております本会の主要7会計の令和8年度当初予算は30億6,575万7,000円、前年度

比 90.82%、額にしまして 3 億 980 万 1,000 円の減となっております。

その下に、主要会計ごとの前年令和 7 年度予算との比較を載せてございます。会計ごとに若干の増減の差は見られますが、傾向的には全体的にそれぞれ前年度比で予算規模は縮小となっております。

なお、この主要会計の予算額につきましては、表の下に米印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定におきましても、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う受け払いの一部を経理しておりますが、純粹に業務運営にあたる予算のみの集計資料とするため、記載の受け払い分を除いた数字としております。そのため、本資料 1 ページに記載の予算額とは数字が異なる会計がございます。

その下、前年度と比較をして大きく増減をさせております主な要因となっているもの、会計ごとにいくつか挙げさせていただいておりますが、一番下に、主要会計全体の状況をまとめております。

一つ目は、システム関連、開発や運用に携わるエンジニアへの委託単価の高騰、製品単価の高騰によりまして、国保中央会への負担金、そして令和 13 年度の次期システム更改に向けました積立額がそれぞれ増加しております。

○の二つ目は予算減、マイナス要因でございますが、令和 7 年度に大きなシステム更改、パソコンの入れ替えなどが完了しまして、8 年度にはそういった大幅な歳出が予定されていないことから、約 9% の 3 億円程度の予算縮減が図られております。

1 枚おめくりいただきまして、主要会計につきまして、左側 3 ページに歳入、右側 4 ページに歳出、それぞれの項目、会計ごとの内訳を載せております。それぞれ特徴的なところ、資料下の状況で、いくつかご説明いたします。

まず一つ目の○ですが、上の表の項番 1 になりますが、一般負担金、先ほどご承認いただきましたが、単価引き上げによりまして、約 1,000 万円、歳入増となっております。

○の二つ目ですが、項番 2 手数料につきまして、後期高齢者医療分、レセプト件数増によりまして、審査支払手数料、共同電算手数料を合わせて約 2,400 万円の増を見込む一方で、国保の被保険者減、レセプト減によりまして、同じく審査支払手数料が約 2,300 万円、共同電算処理手数料で 3,600 万円、合わせて約 6,000 万円の歳入減を見込んでおります。

それから○の最後、項番 6 は積立金繰入金でございますが、先ほどもお伝えしましたとおり、令和 7 年度に比べましてシステム更改等が少なく、減価償却資産の取り崩しが大幅に減少いたしまして、約 2 億 9,000 万円の減額となっております。

なお、4 ページの歳出の状況は、今ほどお伝えしました内容により歳出が削減されているといったまとめをしておりますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上、令和 8 年度各会計の当初予算、概略についてご説明させていただきました。

最後、資料 5 ページをお開きください。議案第 18 号令和 8 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借り入れ金についてのご説明でございます。国保法に定められました本会総会の議決事項となります、不測の事態に本会が借り入れをする際の条件等について、本理事会にてまずご承認をいただきたいものでございます。令和 8 年度、本会の一時借入金に

つきましては、項番1に記載の10の会計勘定においてそれぞれ記載の限度額、また、借入条件につきましては項番2から6に記載の5つの条件にて、お願いするものでございます。なお、一時借入が保険者に起因する場合、利息につきましては保険者負担とさせていただきます。

以上、議案第7号から議案第18号までの令和8年度当初予算関連議案につきまして一括でご説明をさせていただきました。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第7号から議案第18号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第19号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約に係る変更契約の締結について
ア. 議長が議案第19号について事務局に説明を求めた。

イ. システム管理課長が議案第19号について次のとおり説明を行った。

システム管理課長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第19号「国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約に係る変更契約の締結について」説明申し上げます。

本議案では説明資料を付けておりますので、3ページをお開きください。資料が縦横混在となり申し訳ございませんが、こちらで説明させていただきます。

下の図をご覧くださいまして、まずは現在のシステム運用業務についてですが、真ん中の①国保総合システムから⑦データ集配信システムまでの7システムの運用業務を纏めて、株式会社エフコムと令和6年度から令和8年度まで3年間の複数年契約を締結しております。

7システムのうち、システム名の右上に雲のマークがあるものはクラウド化されたシステムとなり、サーバ機器のマークがあるものはオンプレミス、サーバ機器等を自社で調達し、自社設備内にシステムを構築する形態のシステムとなります。

今回、赤破線で囲んでおります「特定健診等データ管理システム」及び「データ集配信システム」について、令和8年2月下旬にシステム更改を実施いたします。システム更改に伴い、運用業務内容が変更となるため、変更契約を実施するものとなります。

4ページをご覧ください。4ページと5ページでは更改を行うシステムの概要や費用の変更内容等について説明いたします。

まずは、4ページの特定健診等データ管理システムの更改について、(1)のシステム概要ですが、40歳以上が対象となる特定健診・特定保健指導の結果データの管理、健診機関等から提出される請求費用の決済、受診券の作成や法定報告等の保険者事務を行うシステムとなります。

(2)のシステム更改については、令和8年3月末に本システムのサーバ機器等の保守期限を迎えることから、令和8年2月下旬にクラウド化を伴うシステム更改を実施いたします。

(3)の契約の変更内容については、クラウド化に伴いまして、これまで各国保連合会が実施していた運用・機器死活監視を国保中央会が実施することから、委託期間の内、令和8年4月から令和9年3月までの令和8年度の委託料の額、年額2,646,000円(税別)

を減額するものとなります。

次にデータ集配信システムの更改について、(1)のシステム概要ですが、国保中央会と国保連合会間の専用回線を利用し、端末やサーバに対するセキュリティ更新プログラムの受領・配信管理等を行うシステムとなります。

(2)のシステム更改については、本システムと同様に端末への更新プログラム配信・適用状況確認等が主な機能であり、令和8年3月末に機器保守期限を迎える「保険者向けセキュリティ対策システム」及び「基幹系セキュリティ対策システム」とシステム統合し、令和8年2月下旬にオンプレミスで更改いたします。

5ページをご覧ください。(3)の契約の変更内容については、システム統合に伴い、「保険者向けセキュリティ対策システム」及び「基幹系セキュリティ対策システム」の機能が追加されることから、委託期間の内、令和8年4月から令和9年3月までの令和8年度の委託料の額、年額180,000円を増額し、システム名称を「セキュリティ等管理システム」に変更いたします。

下のイメージ図をご覧くださいまして、左側が現行の契約イメージとなり、右側が変更後の契約イメージとなります。

左上の7システム運用業務契約内にあります「特定健診等データ管理システム」はクラウド化により運用費用減となり、「保険者向けセキュリティ対策システム」、「データ集配信システム」、「基幹系セキュリティ対策システム」はシステム統合により運用費用増となり、システム名称を「セキュリティ等管理システム」に変更いたします。

なお、左下の基幹系セキュリティ対策システムの運用業務は、7システム運用業務とは別に株式会社エフコムと単年度の運用業務契約を締結しておりますが、吹き出しにありますとおり、令和8年度以降は締結いたしません。

6ページをご覧ください。変更後の契約金額と内訳でございます。システム更改に伴い、令和8年度の運用費用については、2億6,083万8千円から2億5,837万2千円となり、246万6千円の減額となります。契約金額である3年間総額としては、7億8,251万4千円から7億8,004万8千円となります。

下表ではシステム毎の月額費用等を記載しており、赤字部分が変更となっております。

No.5の特定健診等データ管理システムの令和8年度の月額費用については、22万500円の減、No.7は「セキュリティ等管理システム」に名称変更するとともに、令和8年度の月額費用は1万5千円の増となっております。

5の運用費用等の変更時期についてですが、クラウド化を行う「特定健診等データ管理システム」とシステム統合する「データ集配信システム」は、いずれも令和8年2月下旬に現行システムから次期システムへの切替作業を実施しますが、切替作業中に重大なトラブルが発生した場合、切替作業を中止し、改めて令和8年3月下旬に再切替作業を実施いたします。

このことから、令和8年3月下旬の再切替作業までの間は現行システムを継続利用する可能性があるため、委託料及びシステム名称の変更時期を令和8年4月からといたします。

それでは、本議案書1ページにお戻りいただきまして、1ページの1件名、2変更内容、2ページの3委託企業までについては今ほど説明したとおりとなり、4の提案理由については、本会財務規則により理事会の承認を得ようとするものでございます。

以上、議案第19号「国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約に係る変更契約の締結について」でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 19 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 20 号 役員の補欠選任について

ア．議長が議案第 20 号について事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第 20 号について次のとおり説明を行った。

議案第 20 号「役員の補欠選任について」ご説明申し上げます。議案第 20 号をご覧ください。

前役員 2 名の退任に伴い欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条に基づき補欠役員を総会で選任するにあたりまして、理事会での承認を求めるものでございます。

選任する役員は、県北地区部会からご推薦いただきました馬場雄基福島市長及び浜通り地区部会からご推薦いただきました伊澤史朗双葉町長でございます。役員の任期は、令和 8 年 2 月 24 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 20 号についてご説明いたしました。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 20 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 21 号 通常総会の開催について

ア．議長が議案第 21 号について事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第 21 号について次のとおり説明を行った。

議案第 21 号「通常総会の開催について」ご説明申し上げます。議案第 21 号の 1 ページをご覧ください。

開催日時でございますが、令和 8 年 2 月 24 日火曜日、午後 1 時 30 分から、場所は「ウイル福島アクティおろしまち」の 1 階でございます、コンベンションホール B でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第 21 号についてご説明いたしました。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 21 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

[その他]

ア．議長がその他の事項について事務局に説明を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

その他、連絡事項といたしまして、3 点ご連絡させていただきます。

1 点目は、本会の参与兼事務局長の委嘱期間延長についてのご報告でございます。本会

の事務局長でございますが、参与としての任期、委嘱期間が、本年3月末をもって満了となります。つきましては、本会の参与の委嘱に関する要綱に基づきまして、去る2月3日、三保会長のご承認をいただき、本年4月から令和9年3月末までの1年間、任期を延長いたしますことを理事の皆様にご報告させていただきます。なお、役職名は引き続き参与兼事務局長でございます。1点目の報告は以上となります。

続きまして2点目は、今後の書面による理事会開催についてご了承賜りたい案件2点について、ご案内させていただきます。1点目は、本会の林常務理事の退任、もともと今年度令和7年度で任期満了でございましたが、退任に伴います、次期常務理事の選任についてでございます。本来であれば、先ほどの議案第20号、役員の補欠選任において、次期常務理事の選任もご承認いただくべきところではございました。しかしながら、慣例によりまして、福島県の人事当局へご紹介の依頼をしておりますが、後任の人事について、未だ決定のご連絡をいただけない状況でございます。県からの決定のご連絡が今月20日頃になる見込みとのことではございまして、決定のご連絡をいただきましたら速やかに書面による理事会でご承認を賜りたくお願いを申し上げます。

もう一点は、予防接種事務のデジタル化に係る対応となります。資料の最後、その他説明資料といたしまして、昨年11月に国保担当課長様にご説明いたしました資料を配布させていただきました。本資料の詳細説明は省略させていただきますが、新型コロナウイルス感染症への対応で浮き彫りになりました様々な課題を踏まえまして、令和4年に予防接種法が改正されまして、自治体では令和8年度から順次、システムを構築、事務処理のデジタル化が進められることとなりました。デジタル化は、マイナンバーカードを活用した接種対象者の管理、接種記録の管理が一元化され、データの利活用が図られることとなりますが、併せて、市町村が支払う医療機関への予防接種費用の請求支払事務を本会で受託することになっております。そのため、業務受託にあたりまして、本会の規約の改正、特別会計の新設、各会計関係規則等の制定が必要となりますが、これから発出が予定されております規約例等を示す国からの通知を受領次第、理事会に上程したいと考えております。

以上2点、役員の選任、規約の改正について、書面により表決いただきたく存じますが、いずれも、本来であれば総会での議決まで必要な事項となっております。しかしながら、今後、年度末のお忙しい中を何度もご参集いただくこと、また、時間的な制約もございませぬため、大変恐縮に存じますが、総会による議決事項を専決処分できるとの国保法25条の規定を用いまして、理事会による議決、かつ書面による表決でご承認をいただくことについて、ご理解・ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

最後にもう一点、ご案内を申し上げます。本会では、表彰規程を定めておりまして、国民健康保険事業の運営と向上発展にご尽力された功労者に対しまして、その功績を称え表彰することとしております。本日もご出席いただいております、本会副会長、桑折町高橋町長におかれましては、平成29年4月に本会理事にご就任いただきまして以降、令和4年2月からは副会長として、これまで長きにわたりご尽力を賜っておりまして、本年令和7年度に晴れて表彰させていただくことが決定してございました。つきましては、来る2月

24日開催の総会開会前に、本会三保会長より感謝状並びに記念品を授与し、出席者全体で感謝の意を表す時間を設けさせていただきますこと、理事の皆様へ予めご案内をさせていただきます。

その他、連絡事項は以上でございます。何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

ウ. 議長がその他の事項について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 白石田村市長から次のとおり発言があった。

もし理事会がオンラインで開催できるのであれば、出席者もより多くなると思うがどうか。また、規約で理事会のオンライン開催ができないのであれば規約を改正するのはどうか。ぜひ検討していただきたい。

オ. 議長が次の通り発言した。

現時点では検討をさせていただきながら、時代の潮流でありますので、対応できるように規則を確認し、可能であれば速やかに実施するようお願いいたします。案件にもよりまですがお願いいたします。それでは説明の通りでありますのでご了承願います。

カ. 議長がその他の事項について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言はなかったため、審議を終了した。

(5) 閉会（午後2時43分）

司会が理事会の閉会を宣した。

令和8年2月10日（火）福島市杉妻町3番45号 杉妻会館で開催された福島県国民健康保険
団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 8年 3月 24日

議事録署名人

江田 文男 印

白石 高司 印